

財務省の平成19年度 政策評価実施計画について

大臣官房文書課課長補佐

太田原 和房

財務省の平成19年度政策評価実施計画（以下、「実施計画」という。）は、本年3月28日の「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（以下、「在り方懇」という。メンバーについては、参考1）における有識者の議論を経て、3月30日に公表された。以下では、政策評価の意義、19年度における主な見直し、そして19年度実施計画の概要について説明することとしたい。

（なお、財務省の政策評価に関する情報は、財務省ホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>）において掲載されている。）

1. 政策評価の意義

(1) 「政策評価」とは

「政策評価」は、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクル（いわゆるPDCAサイクル）の中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ実施されるものである（参考2）。

政策評価については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年6月成立、14年4月施行。以下「政策評価法」という。）が制定されている。政策評価法に基づき、行政機関の長は、1年ごとに実施計画を定め、年度終了後に事後の評価を行うこととされている。

これらは、財務省自身が行う、いわば「自己評価」であるが、できるだけ客観的な評価となるよう、政策効果について、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握するように努めつつ、実施計画及び評価書のそれぞれの作成段階において、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「在り方懇」に

（参考1）

「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」

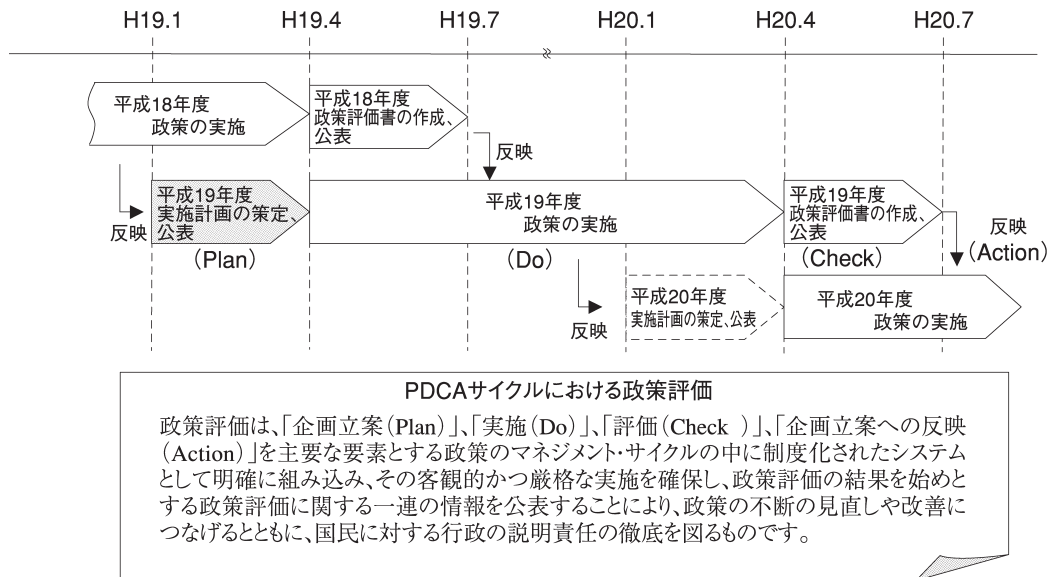
メンバー（敬称略）

浅利 慶太	劇団四季代表
伊藤 元重	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
牛尾 治朗	ウシオ電機株式会社代表取締役会長
大宅 映子	評論家
北城格太郎	日本アイビーエム株式会社代表取締役会長
木村 陽子	地方財政審議会委員
高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
田辺 国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 桂子	JT生命誌研究館館長
（座長）西室 泰三	株式会社東京証券取引所代表取締役社長
山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

（五十音順）

(参考2)

PDCA サイクルにおける政策評価



において、幅広くご意見を頂いているところである。

(2) 財務省における位置付け

・財務省の使命

中央省庁の再編により、平成13年1月6日に、財務省は、大蔵省から名称を代えて出発することになった。同日、21世紀の我が国における政府の在り方や役割を展望し、その中で財務省の役割は如何にあるべきかという観点から、新しい財務省のアイデンティティや政策の企画立案・実施の基本方針として、以下の使命を作成した。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

・財務省の「政策の目標」

上記の使命の達成を基本に置きつつ、その時々々の政策課題への対応を政策評価のための具体的な政策の目標に置き換えたのが、政策の目標の基本となる「総合目標」、各分野毎の政策の目標である「政策目標」、そして各部局共通の組織運営面の方針である「組織運営の方針」である（参考3）。

2. 平成19年度における主な見直し

(1) 見直しに当たっての問題意識

財務省においては、政策評価法が施行される前の平成13年度から、政策評価を実施してきた。これまで、「政策の目標」自体や、その実現に必要な指標の在り方など、毎年様々な改善がなされてきたところであるが、19年度の実施計画を策定するに当たっては、以下の問題意識をもって検討を開始した。

「財務省の使命」と「政策の目標」

財務省の使命：納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。		
総合目標：通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること 1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す 2 少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築する 3 「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対 GDP 比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む 4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う 5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す 6 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	政策目標 1：健全な財政の確保 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 1-2 必要な歳入の確保 1-3 適正な予算執行の確保 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 1-5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	政策目標 5：貿易の秩序維持と健全な発展 5-1 内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 5-2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
	政策目標 2：適正かつ公平な課税の実現 2-1 税制の基本的な原則を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 2-3 酒類業の健全な発達の促進 2-4 税理士業務の適正な運営の確保	政策目標 6：国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 6-1 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
	政策目標 3：国の資産・債務の適正な管理 3-1 資産・債務改革の視点を踏まえつつ、政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化 3-2 財政融資資金の適切な管理・運用とディスクロージャーの徹底 3-3 国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示 3-4 庁舎及び宿舍の有効活用の推進 3-5 国庫金の正確で効率的な管理 3-6 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	政策目標 7：財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 7-2 地震再保険事業の健全な運営 7-3 安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築及び管理 7-4 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 7-5 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保
	政策目標 4：通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	組織運営の方針：高度な専門性に裏打ちされた、効果的・効率的かつ透明性の高い行政運営を実施するための組織の維持・構築 1 政策立案・調整機能の発揮 2 高い能力と見識を有する人材の育成・確保 3 国民・市場に対する的確な情報の発信・開示と意見の集約 4 電子政府実現に向けた行政の情報化の推進 5 政策評価の着実な実施等による効果的・効率的な組織の運営

(注)政策目標 2-2～2-4 は、国税庁の実績の評価（平成18年7月から平成19年6月）の実績目標です。

- ①国民にとって分かりやすいものとなるよう工夫する。また、目標にメリハリをつける。

政策評価は、財務省が行う行政について行っているものであり、冊子にするとかなり厚みのあるものになる（19年度の実施計画は200頁弱）。また、官庁用語はどうしても取付きにくいものとなりがちで、これでは折角の実施計画や評価書も実際には国民に読んでもらえないのではないか、との意見が財務省内部でもあった。

さらに、「在り方懇」のメンバーからも、財務省が何に重点的に取り組んでいるのか分かりにくいところのご意見もいただいていた。

政策評価は、主権者たる国民への情報提供の機能も果たしているはずであるのに、国民に読まれない、又は理解がしにくい、ということになれば、それは致命的な欠点であるため、少しでも改善していく必要がある。

- ②政策評価と予算・決算との連携強化を図る。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下、「基本方針2006」という。）において、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目途に実施する」とされている。

現在、政策評価との対応も考慮して、予算書・決算書の見直しの検討が進められているところであるが、「政策の目標」についても、必要に応じ、見直しを行う必要がある。

- ③PDCAサイクルの中で、政策評価がより活用される仕組みに改善する。

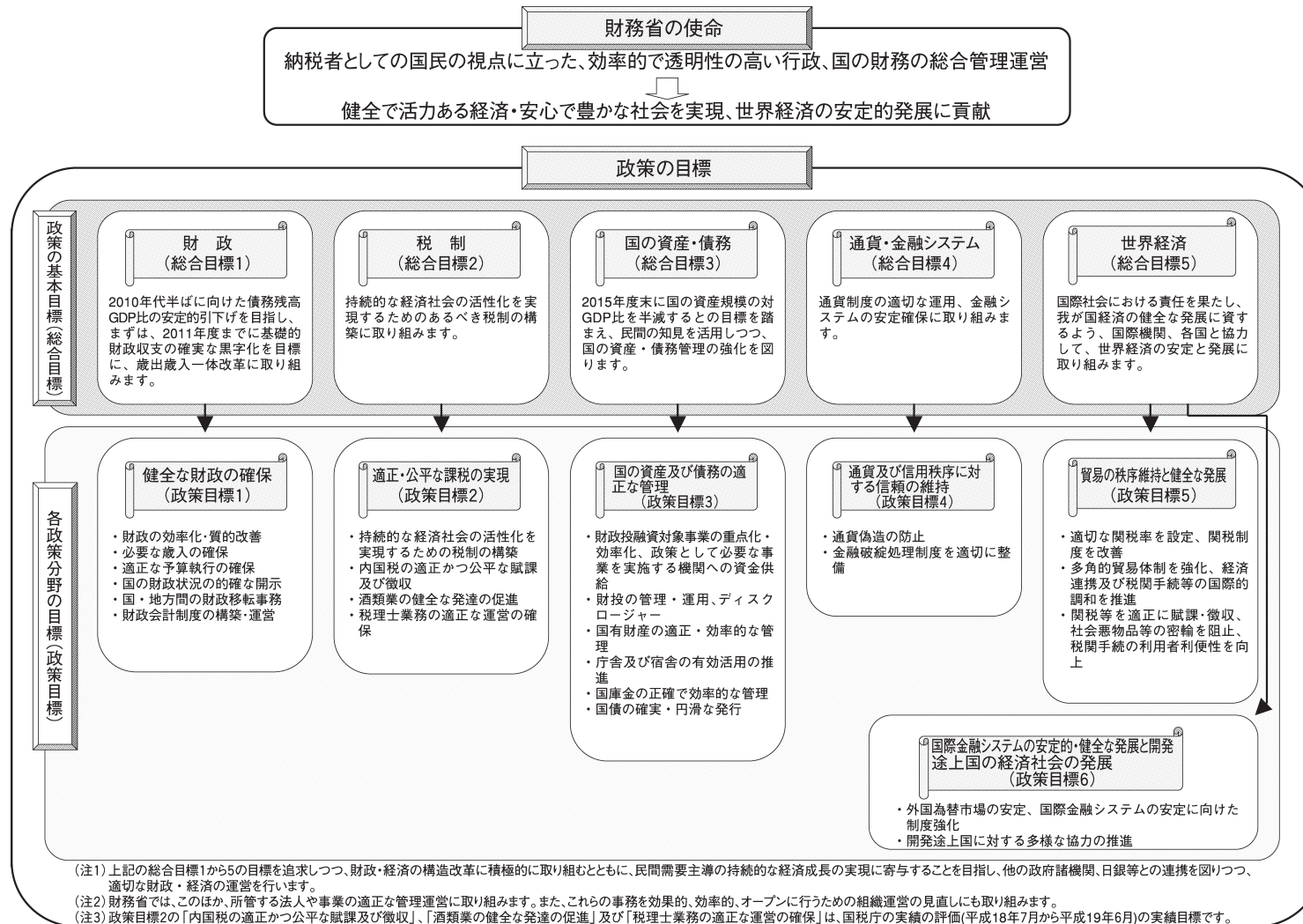
PDCAサイクルの有効性を考慮すれば、政策評価を活用することが、国民への説明責任を果たすことになるとともに、行政の質を高めることにもつながるものであるため、政策評価と日々の行政との関連性をなるべく増やしていくことが有用であると思われる。

このため、政策評価とその後の行政の在り方との関連性をなるべく対外的にも明示するとともに、個々の職員において日々の行政と政策評価との関連性を意識づける契機となるような仕組みを検討する必要がある。

(2) 上記の問題意識を受けた変更点

- ①国民にとって分かりやすいものとするための工夫

- ・「財務省の使命」と「政策の目標」について、表現を平易・簡潔にしつつ、それぞれの関連を分かりやすく図式化して見られるようにするため、新たにポンチ絵を作成した（参考4）。
- ・上記ポンチ絵やそれぞれの「政策の目標」に関する基本的考え方等を抜粋した要旨（19年度は25頁）を作成し、容易に全体像を捉えられるようにした。
- ・評価書において、従来は、文言だけで目標の達成度を表していたが、「在り方懇」のメンバー等から「文言の表記が分かりにくい」、「文言の前に数字等を付記した方がよい」という意見があったことを踏まえ、達成度評価の文言表記を修正するとともに、記号（S、A、B、C、D）を併記することとした（参考5）。



(参考5)

達成度評価の文言等の見直しについて

これまでの文言	見直し後の文言
「達成した」	「S 達成した」
「達成に向けて相当の進展があった」	「A 達成に向けて相当の進展があった」
「達成に向けて進展があった」	「B 達成に向けて進展があった」
「達成に向けて一部進展があった」	「C 達成に向けて一部の進展にとどまった」
「進展しなかった」	「D 達成に向けて進展がなかった」

- ・巻末に用語集を付け、技術的な用語についての理解を容易にするための一助とした。

できる表を作成した（参考6）。

②目標にメリハリをつけるための取組

- ・「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。17年12月16日改訂）において、「施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策」については、「重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする」とされた。そして、18年度の実施計画策定以降、基本方針2006等の重要な政策方針が決定された。この中には、財政健全化への取組としての歳出・歳入一体改革、「簡素で効率的な政府」への取組としての資産・債務改革等、財務省にとっても重要な政策が含まれている。これらについても、積極的に実施計画に盛り込むこととした。
- ・基本方針2006との関係だけでなく、総理大臣の所信表明演説や施政方針演説、財務大臣の財政演説に含まれているものなど、内閣の基本的な方針に係る政策と考えられるものについては、財務省の重点施策として位置付けるよう努めた。また、何が重点施策であるか、内閣の基本的な方針との関連はどうなっているのか、ということが一覧

これらの取組により、目標にメリハリがつくとともに、そのことによって国民に分かりやすくなるという効果も期待しているところである。

③政策評価と予算・決算との連携強化を図るための「政策の目標」の見直し

- ・予算書上の1つの「事項」と政策評価上の複数の政策目標が対応している場合で、予算書において「事項」の分割ができないものについて、政策目標を整理することとした。

④PDCA サイクルの中で、政策評価がより活用される仕組みに改善するための取組

- ・評価書において、評価結果を踏まえた今後の政策への取組方針について、「引き続き推進」、「見直し」、「廃止」の定型文言を新たに表示することとした。
- ・評価書において、評価を受け、今後の予算の概算要求にどのように反映していくのかについて、方向性を記述することとした。
- ・評価書において、前年度の評価結果の反映状況についての項目を新たに設けることとした。

指標等の設定状況及び内閣の基本的な方針との関連一覧表

(参考6)

「政 策 の 目 標」				業績 目標	施策	指標		内閣の基本的な方針との関連※					
						業績 指標	参考 指標	所信表 明演説	施政方 針演説	財政 演説	基本 方針	その他	
総合目標	①	1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す	0	0	0	9	○	○	○	○	○	
	①	2	少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築する	0	0	0	5	○	○	○		○	○
	①	3	「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対 GDP 比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む	1	2	2	5	○	—	○		○	○
		4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	0	2	0	5	—	—	—		○	○
	①	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す	0	2	0	8	○	○	○		○	○
		6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指す、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	0	0	0	7	—	—	○	—	—	○
政策目標	①	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	0	2	1	23	○	○	○		○	○
	①	1-2	必要な歳入の確保	0	0	0	3	○	○	○		○	○
		1-3	適正な予算執行の確保	0	3	0	5	—	—	—		—	—
		1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	0	2	0	7	—	—	—		—	—
		1-5	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	0	1	0	2	—	○	—		○	○
	①	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	2	2	3	○	○	○		○	○
	①	2-1	税制の基本的な原則を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築	0	2	2	20	○	○	○		○	○
		2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	8	0	20	52	—	—	—		—	—
		2-3	酒類業の健全な発達の促進	3	0	2	7	—	—	—		—	—
	2-4	税理士業務の適正な運営の確保	0	0	1	6	—	—	—		—	—	

財務省の平成19年度
政策評価実施計画について

「政 策 の 目 標」				業績 目標	施策	指標		内閣の基本的な方針との関連※					
						業績 指標	参考 指標	所信表 明演説	施政方 針演説	財政 演説	基本 方針	その他	
政策目標	⑤	3-1	資産・債務改革の視点を踏まえつつ、政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化	0	7	0	21	—	—	○	○	—	
		3-2	財政融資資金の適切な管理・運用とディスクロージャーの徹底	0	4	1	12	—	—	—	—	—	
		3-3	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	4	3	8	23	○	—	○	○	—	
		3-4	庁舎及び宿舍の有効活用の推進	0	3	1	7	○	—	○	○	—	
		3-5	国庫金の正確で効率的な管理	0	3	4	5	—	—	—	—	—	
		3-6	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	0	6	7	9	—	—	○	—	—	
		4-1	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	0	5	2	6	—	—	—	○	○	
		4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	0	2	0	5	—	—	—	—	—	
	⑤	5-1	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	0	3	○	○	○	○	○	
	⑤	5-2	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	2	0	0	1	○	○	○	○	○	
	⑤	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	3	3	18	31	○	○	○	—	○	
		6-1	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	0	4	0	14	—	—	○	—	—	
		6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	0	4	0	8	○	○	—	○	—	
	⑤	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	0	2	1	10	○	○	—	○	○	
	組織運営の方針		7-2	地震再保険事業の健全な運営	0	3	2	6	—	—	—	—	○
		7-3	安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築及び管理	0	2	0	5	○	○	—	—	○	
		7-4	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	0	0	0	3	—	—	—	—	○	
		7-5	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	0	5	3	6	—	—	—	—	—	
		1	政策立案・調整機能の発揮	0	3	0	2	—	—	—	—	—	
		2	高い能力と見識を有する人材の育成・確保	0	1	0	2	—	—	—	—	—	
		3	国民・市場に対する的確な情報の発信・開示と意見の集約	0	11	0	14	—	—	—	—	—	
		4	電子政府実現に向けた行政の情報化の推進	0	5	6	2	—	—	—	○	○	
⑤		5	政策評価の着実な実施等による効果的・効率的な組織の運営	0	11	1	6	○	○	—	○	○	
上 記 合 計				24	105	84	368						

※所信表明演説：第165回国会（18年9月安倍総理）、施政方針演説：第166回国会（19年1月安倍総理）、財政演説：第166回国会（19年1月尾身大臣）、基本方針：経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（18年7月）、その他：その他の閣議決定等

注：「内閣の基本的な方針との関連」欄に○のあるものは、当該「政策の目標」が明示的にとりあげられているもの。

これらの取組によって、個々の職員が、政策評価と今後の政策の在り方の関連性を意識づけられるように期待しているところである。

3. 平成19年度実施計画の概要

(1) 「政策の目標」の変更

平成19年度の実施計画においては、39の「政策の目標」を設定した（内訳は、総合目標6、政策目標28、組織運営の方針5）。なお、18年度の実施計画においては、42の「政策の目標」が設定されていた（内訳は、総合目標6、政策目標31、組織運営の方針5）（政策目標数の減少の理由については、以下の②を参照）。

また、内容面においても、主に以下のような目標の変更をした。

①総合目標の変更

・総合目標1

平成18年度までは、「効率的で持続可能な財政への転換を図る」といった目標であったが、19年度の実施計画においては、基本方針2006等を踏まえ、具体的な年度も記述するようにしつつ、「2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化」、「2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げる」といった、分かりやすい目標とした。

・総合目標3

平成18年度までは、財政投融資について「対象分野・事業の重点化を図る」といった目標であったが、基本方針2006等を踏まえ、具体的な年度も記述するようにしつつ、

「2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る」として、財政投融資を含めた資産・債務改革全体を目標とした。

②政策目標の変更

・政策目標2、5及び6

平成18年度までの政策目標2－5「関税等の適正な賦課及び徴収」、政策目標5－3「税関手続における利用者の利便性の向上」及び政策目標5－4「社会悪物品等の密輸阻止」については、予算書上1つの「事項」に対応するため、政策目標新5－3に統合した。

同様に、政策目標5－5「税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進」については、前段は政策目標5－2「多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進」と、後段は政策目標6－2「開発途上国における安定的な経済社会の実現に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進」と同一の「事項」に対応するため、それぞれ整理した（参考7）。

・政策目標3及び4

総合目標3について、上記のとおり「国の資産・債務」に関する目標として、新たに設定したことを受けて、平成18年度までの政策目標3及び4についても、財政投融資、国の資産及び国庫を広い概念としての「国の資産」と位置付け、整理した。

そして、政策目標4は「通貨及び信用秩序に対する信頼の維持」とした。

(参考7)

政策評価と予算との連携強化の観点からの政策目標の見直し

18年度 実施計画	19年度 実施計画
政策目標2：適正かつ公平な課税の実現	政策目標2：適正かつ公平な課税の実現
2－1：社会経済情勢の変化等に対応しつつ、公平・中立・簡素という租税原則に則った税制の実現	2－1：税制の基本的な原則を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築
2－2：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収	2－2：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2－3：酒類業の健全な発展の促進	2－3：酒類業の健全な発展の促進
2－4：税理士業務の適正な運営の確保	2－4：税理士業務の適正な運営の確保
2－5：関税等の適正な賦課及び徴収	(廃止)
政策目標5：貿易の秩序維持と健全な発展	政策目標5：貿易の秩序維持と健全な発展
5－1：内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善	5－1：内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進	5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進
5－3：税関手続における利用者の利便性の向上	5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
5－4：社会悪物品等の密輸阻止	(廃止)
5－5：税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進	(廃止)
政策目標6：国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	政策目標6：国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
6－1：外国為替市場の安定並びに強固な国際金融システムの構築及びその適切な運用の確保	6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
6－2：開発途上国における安定的な経済社会の実現に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	6－2：開発途上国における安定的な経済社会の実現に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

(2) 政策効果の定量的把握の向上

「業績指標」(注)の可能な限りの増設などに努めた。例としては、国の資産額及びその対GDP比の推移、政府関係金融機関等の貸付金残高のGDPに対する割合等が挙げられる。結果として、39の「政策の目標」のうち、業績指標を含むものの割合は、平成18年度の約3割から19年度は5割超へと増加した。

(注)「業績指標」とは、客観的に測定可能な定量的・定性的な指標のこと。

19年度の設定数は84（18年度は71）

としても、それだけでは完結しないものである。冒頭にも記したように、評価したものを更に再度、企画立案へ反映（Action）して、サイクルとして回してこそ、効用を発揮するものである。

今回の見直しを含めた政策評価の取組が、政府全体で掲げている2011年度（平成23年度）に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するという目標を始め、19年度実施計画において策定された目標の達成に向けて、行政の在り方を不断に見直す契機になれば幸いである。

（なお、本稿における意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解である。）

（以 上）

4. むすび

今回の見直しについては、本年3月28日の「在り方懇」においても、

- ・重点施策、政策の目標について整理され、簡明な形で記述されていることは成功している。
- ・重点施策について、内閣の基本的な方針との関連性が分かりやすく整理されている。
- ・達成度評価への記号（S、A、B、C、D）の併記は分かりやすい。

といった趣旨の評価をいただいた。手前味噌ではあるが、19年度実施計画に関しては、良い物が出来たと考えている。これは、政策評価審議官及び政策評価室の精力的な検討、関係部局の協力、幹部のご理解、「在り方懇」メンバーのこれまでの貴重なご意見があったからこそその成果物であると考えている。この場を借りて、感謝の意を述べたい。

なお、政策評価については、目標（実施計画、Plan）が良いだけでは足りず、また実施（Do）後、いかに適切に評価（Check）した